

IX 埼玉県地域生活定着支援センター(令和5年度事業計画/事業報告)

1. 令和5年度経営方針

被疑者等支援業務が始まり、対象者の全体数が増えている。そのため、矯正施設、保護観察所はもちろん、検察庁、弁護士会などの司法分野との連携強化が課題である。さらに、対象者を地域で支援が必要な人として理解し、我が事として捉えられるよう、地域の福祉関係者との連携もより一層の連携を進めていく必要がある。そのため、必要なアセスメントを行い、地域との協働を目指して取り組んでいく。また、遠方への出張も多いので、新型コロナウイルスの感染状況にも注意しながら、感染防止対策を徹底する。

(1) 福祉サービスの内容

ア コーディネート業務

更生緊急保護の申し出をした者もしくは矯正施設の出所予定者で、帰る場所が決まっていない、身元引受人がいない高齢者や障害者で福祉サービスが必要な方と面接し必要な福祉サービスの把握・確認、受け入れ先施設などのあっせん、福祉サービス等に係る申請支援等を行う。

イ フォローアップ業務

コーディネート業務により、更生緊急保護の申し出をした者もしくは矯正施設を出所した後、福祉施設等を利用している方及び本人を受け入れた施設等に対して、必要な助言を行う。

ウ 被疑者等支援業務

刑事司法手続きの入り口段階にある高齢又は障害のある被疑者・被告人等が、釈放後に安定した生活を営むことができるよう、勾留(身柄拘束)期間中から調整する。

エ 相談支援業務

懲役もしくは禁錮の刑の執行を受け、または保護処分を受けた後、矯正施設から出所した高齢者、障害者本人またはその関係者からの相談に応じて、福祉サービス等の利用に関する助言、その他必要な支援を行う。

オ 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他関係機関等と連携すべく、一堂に会する協議を実施する。

2. 令和5年度取り組み

(1) 対象者支援

具体的な取り組み内容	取り組み方法・手段	5年度実績
ア コーディネート業務	(ア) 矯正施設内での面接、アセスメントを行い、出所後の支援の道筋を立てる。対面での面接を基本とするが、遠方の矯正施設、感染症予防を考慮し、テレビ面接も活用する。 (イ) 各都道府県地域生活定着支援センター、保護観察所、矯正施設と連携する。 (ウ) 帰住先の調整に向けて、行政機関、福祉、医療と連携し、諸手続きを進める。 (エ) 必要に応じて、保護上移送の調整	左記のとおり対応した。今年度、特別調整対象者は48名、うち他センターからの依頼は45名だった。面接については、受入れ先候補となる事業所や、行政、地域の相談関係機関にも呼びかけ、実施している。遠方の場合や、関係者の希望に応じて、テレビ面接を活用した。出所に向けた諸手続きについても、他センターや矯正施設、保護観察所にも相談しながら対応した。保護上移送などは必要に応じて行ったが、実際には矯正側の事情等もあり、他センターと連携しながら対応した。受入れ先の検討や対象者の見立てにつ

		<p>いて、以前は定着が独自で行うことが多かったが、対象者の課題や問題を地域の事として捉えてもらうことを意識して、地域の関係機関へ一緒に考えてもらうよう相談した。</p> <p>受託事業収入 埼玉県 42,000 千円</p>
イ フォローアップ業務	<p>(ア) 矯正施設退所時の移送支援を行う。その際には、各都道府県地域生活定着支援センターと連携する。</p> <p>(イ) 帰住先、事業所と連携し、行政手続き等を行う。更生緊急保護の宿泊施設等を利用する場合は、その後の安定した生活ができる帰住先を調整する。</p> <p>(ウ) 地域の事業所等と連携し、支援会議などの調整、役割分担を行う。</p> <p>(エ) 感染症予防を考慮し、リモートの活用等も検討する。</p>	<p>意識して地域を巻き込み、協働することで、出所後のフォローアップの役割分担がスムーズになっている。一方で、福祉サービスが利用できないケースや、なじまない特性のケースも増えており、福祉サービスにつながらずに自立準備ホームなどの一時的な宿泊所を利用するケースが増え、その後の生活場所の確保が難しくなっている。介護の不要な高齢者の単身生活は、住宅確保が難しいことや、福祉サービスの介入ができないことも多く、フォローアップの継続が課題になっている。</p>
ウ 被疑者等支援業務	<p>(ア) 検察庁、保護観察所、弁護士、福祉関係者等と協働し、勾留(身柄拘束)期間中に事前面接を行い、アセスメントを行う。</p> <p>(イ) 釈放後の帰住先を調整、福祉サービスの利用や必要な支援について、さらなるアセスメントを行う。更生緊急保護の宿泊施設等を利用する場合は、その後の安定した生活ができる帰住先を調整する。</p> <p>(ウ) 釈放時の移送支援、更生緊急保護の手続き支援を行う。</p> <p>(エ) 被疑者等支援業務の対象者については、事前情報や本人情報がない場合が多いので、健康把握、医療機関の調整等については、特に留意し、早急に対応する。</p> <p>(オ) 地域の福祉関係者、行政等と連携し、安定した生活に必要な福祉サービスの利用調整、諸手続き等を行い、地域生活における支援体制、見守り体制を構築する。</p> <p>(カ) 上記の体制が整備された後は、イ・フォローアップ業務に同じ。</p>	<p>今年度、被疑者等支援業務の依頼は候補を含めて26名、うち重点実施対象者となったのは21名だった。依頼の初報が来てから、釈放までの期間が短いため、対象者への福祉サービス利用の動機づけが難しいこと、そもそも福祉の必要性についての見立てに福祉専門職が不在(少ない)ためと思われる。対象者の支援については、上記ア・イと同様だが、福祉サービス利用のための諸手続きの時間が短いため、自立準備ホームなど一時的な宿泊所の利用が多かった。</p> <p>被疑者等支援業務については、各関係者の顔が見える関係性を構築し、連携を図れるように検察庁、保護観察所、弁護士会、定着、埼玉県で協議会(5者協議会)を開催した。また、弁護士会とは、弁護士からの相談を受けるためのフォーマット作成等を進めるために定期的に会議を設けて協議した。各関係機関と連携を図ったことで、それぞれの機関の気づきから支援に繋げることができるようになったと思われる。</p>

<p>エ 相談支援業務</p>	<p>(ア) 電話等による相談については、随時受け付けるとともに、丁寧に対応する。</p> <p>(イ) 必要に応じて、上記ア、イ、ウの支援を調整する。</p>	<p>(ア)相談は随時受け付けた。また、訪問先で別のケースについての相談を受けることもあり、対象者だけでなく幅広く応じている。</p> <p>(イ)相談は対象者ではないことも多いが、まずは話を聞き、サービスの利用だけでなく、支援方法、対応方法についても一緒に考えるなど、丁寧に対応した。</p>
-----------------	--	---

(2) ネットワークづくり

具体的な取り組み内容	取り組み方法・手段	5 年度実績
<p>ア 地域福祉支援 検討会</p>	<p>支援対象者への理解促進、円滑な調整、支援ができるように、事例等を含めた検討会、協議の場を設ける取り組みを行う。</p>	<p>地域での生活が始まる前、または始まった後には、関わった機関や今後関わる可能性のある機関等に呼びかけ、支援会議を開催した。支援会議の開催については、関わり当初は定着で呼びかけ、地域の関係機関へ引き継いでいくようにしている。</p>
<p>イ 福祉事業者巡回 開拓</p>	<p>地域の福祉支援を把握し、支援協力者の確保を図るため、福祉事業所を巡回訪問し、理解を得る。</p>	<p>様々な情報から、新規開所の事業所や、紹介を受けた事業所等には直接訪問し、パンフレットを配布、挨拶と事業説明を行った。</p> <p>受入れ先については、地域の相談関係の事業所等と一緒に考える・探すことを大切にし、定着独断で取り組むのではなく、地域も自ら探す、地域の事として捉えてもらうことを目指した。その結果として、受入れ先も広がり、地域との協働による良好な関係が築けた。</p>
<p>ウ 地域福祉研修</p>	<p>福祉事業者等に、支援の理解を共有するため、研修会を行う。</p>	<p>定着支援センター主催として、地域の関係機関に呼びかけ、府中刑務所の見学と、ZOOMを利用しての事例報告会を実施した。他には、地域の関係団体へ出向き、定着支援センターの事業説明や事例報告を行った。今年度は福祉団体向けに2回実施した。その他、地域団体からの要請で講師派遣を行った。</p>
<p>エ その他</p>	<p>(ア) 全国地域生活定着支援センター協議会(全定協)の取り組みへの参加。</p> <p>① 全定協総会への参加。</p> <p>② 関東甲信越ブロックセンター長会議への参加。</p> <p>③ 関東甲信越ブロック研修の企画及び参加。</p> <p>④ 全定協各部会への参加。(必要に</p>	<p>(ア)5月に開催された総会に参加、その他記録システムの変更に伴う会議、法務省との協議等に参加した。関東甲信越ブロック研修は、国の社会福祉推進事業であり、各都県から実行委員をだして企画、準備を行い、参加した。ホストは持ち回りでいい、今年度は栃木県での開催となり、実行委員を派遣、参加についてはリモートで開催した。</p>

	<p>応じて)</p> <p>(イ) 連絡協議会(保護観察所主催)への参加。</p> <p>(ウ) センター会議の実施、参加。</p> <p>(エ) 運営推進委員会の実施、参加。</p>	<p>(イ) 保護観察所が主催する連絡協議会に参加した。今年度は6月と10月に開催、参加した。</p> <p>(ウ) ケース確認を中心としたセンター会議を、年4回に実施した。</p> <p>(エ) 運営推進委員会については、県社会福祉課長を委員長として、開催の事務、当日の報告、進行等を県と調整しながら行った。今年度は7月と1月に開催、参加した。</p>
--	---	---

(3) 人材育成

具体的な取り組み内容	取り組み方法・手段	5年度実績
ア 全定協人材養成研修への参加	全定協人材養成研修各種への積極的な参加。	全定協主催の人材養成研修について、今年度はスケジュールの調整が難しく参加できなかった。
イ その他研修会への参加	業務内容、対象者が幅広いため、司法、高齢福祉、障がい福祉等、各種研修会への参加。	研修会等の情報を回覧、必要なものや各自が希望する研修会へ参加した。
ウ 実習生の受け入れ	社会福祉士の実習対象事業所になったことを鑑み、受け入れについて前向きに検討していく。また、その他福祉関係の実習についても、理解を広めることを目的に取り組んでいく。	今年度は社会福祉士養成実習ではないが、大学の独自の实習として5日間の実習受け入れを行った。

(4) 危機管理

具体的な取り組み内容	取り組み方法・手段	5年度実績
ア 携帯電話の管理	携帯電話を紛失した際は、遠隔データサービスで消去等の対応をする。	今年度より、スマートフォンを導入したが、紛失等のトラブルもなく、適切に管理できた。
イ 資料・PCの管理	各種資料、個人情報、PCは、施錠できるキャビネットに保管するとともに、事業所の施錠の徹底管理を行う。	キャビネットへの保管、施錠について、適切に管理できた。個人情報の持ち出しについては、事業の特性上外部へ持ち出し、それをもとに事情を説明するなどするため、持ち出し時と返却時に、持ち出し簿への記入と確認を行った。
ウ データの持ち出し	資料、USB、PCを持ち出す場合は、持ち出し簿に記入し、返却まで管理する。	USB、PCなどのデータの持ち出しはせず、適切に管理できた。
エ 安全運転管理	<p>(ア) リースにて3台の車両を配置、管理する。</p> <p>(イ) 乗車前・乗車後の点検を行う。</p> <p>(ウ) 事業所内での運転時、アルコールチェッカーの実施を徹底する。(道交法改正に伴う)</p>	<p>(ア) 法定点検などは滞りなく実施した。</p> <p>(イ) 適宜実施しているが、引き続き徹底を図りたい。</p> <p>(ウ) 同行法に基づき、アルコールチェッカーを利用しての酒気帯び確認を実施した。</p>

(5) その他

具体的な取り組み内容	取り組み方法・手段	5年度実績
ア 感染予防対策の継続	マスクの着用、アルコール消毒の携帯、移動時の密を避ける工夫を行う。感染が起きた際は法人内のBCPマニュアルを運用し対応していく。	引き続き実施できた。
イ ICTの活用	全定協において、記録方法、データ管理について適宜改定されている。リモートワークの活用も含め、全定協の取り組み、法人内の規程等と照らし合わせ、ハード面を含め県とも共有・協議しながら活用を検討する。	情報共有を目的として、クラウド型の記録システムの変更に対応し、センター内の情報共有を進めた。

■埼玉県地域生活定着支援センター（令和5年度事業報告 資料）

令和6年3月31日現在

1 コーディネート業務(特別調整対象者)

開始件数 (A)	
保護観察所からの依頼によるもの	3人
他のセンターからの依頼によるもの	45人
令和4年度からの継続	14人
合計 (※1)	62人
終了件数 (B)	
矯正施設から退所し受入先に帰住したもの(※2)	29人
その他	9人
合計	38人
支援継続中 (A)-(B)	24人

(※1) 高齢者(65歳以上), 障害者の内訳

高齢者(障害者を除く。)	19人
障害を有する高齢者	9人
障害者(高齢者を除く)	38人

(※2) 受入先別内訳

更生保護施設	人
救護施設	人
自立準備ホーム	7人
障害者グループホーム	12人
サービス付き高齢者向け住宅	人
有料老人ホーム	6人
病院	3人
自宅・アパート	2人
その他	2人

2 コーディネート業務(一般調整対象者)

開始件数 (A)	
保護観察所からの依頼によるもの	3人
他のセンターからの依頼によるもの	0人
令和4年度からの継続	1人
合計 (※1)	4人
終了件数 (B)	
矯正施設から退所し受入先に帰住したもの(※2)	3人
その他	0人
合計	3人
支援継続中 (A)-(B)	1人

3 フォロアアップ業務

令和5年度開始件数 (A)	32人
令和4年度からの継続 (B)	80人
終了件数 (C)	60人
支援継続中 (A)+(B)-(C)	52人

4 相談支援業務

開始件数 (A)	
コーディネート業務からの継続	1人
その他	7人
令和4年度からの継続	12人
合計	20人
終了件数 (B)	15人
支援継続中 (A)-(B)	5人

5 被疑者等支援業務

開始件数(A)	
保護観察所からの依頼によるもの	25人
他のセンターからの依頼によるもの	1人
令和3年度からの継続	2人
合計(※1)	28人
終了件数(B)	
重点実施候補者等	5人
重点実施対象者等(※2)	21人
合計	26人

(※1) 高齢者(65歳以上), 障害者の内訳

高齢者(障害者を除く。)	14人
障害を有する高齢者	3人
障害者(高齢者を除く)	11人

(※2) 支援終了時点での受入先別内訳

更生保護施設	0人
自立準備ホーム	5人
自宅・アパート等	7人
サービス付き高齢者向け住宅	1人
障害者グループホーム	3人
有料老人ホーム	3人
行方不明	2人
	人